

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例 (通称：景観支障防止条例)

◎ 建築物等を廃墟にしないように最低限の規範を規定

建築物所有者等の責務

建築物等の外観について、周辺の良い景観に支障となる廃墟とならないよう維持保全に努めなければならない。

建築物等の状態規制

建築物等の外観については、著しい破損、腐食等により、周辺の良い景観と著しく不調和な状態(景観支障状態)であってはならない。
※現に使用されているものや文化財等は除く。

■ 管理不全状態にある建築物等への対応

○ 管理不全状態にある建築物等への助言又は指導

助言又は指導

建築物等の外観が将来において景観支障状態になるおそれのある状態(管理不全状態)の改善に関し必要な助言又は指導を行う。

■ 景観支障状態にある建築物等への対応

○ 景観支障状態にある建築物等への必要な措置の勧告や命令等

周辺住民の要請

景観支障状態にある廃墟の周辺住民は、除却などの措置をとるよう共同で要請することができる。

もしくは

市町村長の要請

景観支障状態にある廃墟(景観上特に重要な地域*に限る)の所在地を管轄する市町村長は、除却などの措置をとるよう要請することができる。

* 特定景観形成地域内の世界遺産のバッファゾーン、国道 168 号沿道

助言又は指導

必要と認められれば、除却などの措置をとるよう助言又は指導を行う。

勧告

景観支障状態が改善されないと認められれば、勧告を行う。

命令

勧告に従わない場合で特に著しい景観支障状態のものについては命令を行う。

※除却等の措置に係る費用は、所有者等の負担。

※所有者等に対し命令したことを、標識の設置やインターネット等により公表する。

○施行日：平成 24 年 1 月 1 日

(改正条例施行日：平成 27 年 7 月 3 日、平成 28 年 6 月 28 日、令和 4 年 10 月 1 日)